



交通マナーを高めよう

令和2年 秋の安全運転講習会日程表

令和2年 秋の全国交通安全運動

《安全運動期間》 9月21日(月)~9月30日(水)

| 日 時 | 会 場 | 日 時 | 会 場 |
|----------------------|---------------------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 9月1日(火) PM 7:00~ | ぶくぶくドーム (河南町・手話通訳あり) | 9月9日(水) PM 7:00~ | くすのきホール (千早赤阪村) |
| 9月2日(水) PM 7:00~ | ぶくぶくドーム (河南町・手話通訳あり) | 9月10日(木) PM 7:00~ | 万葉ホール (太子町役場内) |
| 9月6日(日) AM 10:30~ | 金剛公民館 (2階ホール・手話通訳あり) | 9月12日(土) AM 11:00~ | 富田林市消防本部 (4階講堂・手話通訳あり) |
| 9月7日(月) PM 7:00~ | レインボーホール (富田林市市民会館・1階大会議室)(手話通訳あり) | 9月17日(木) PM 7:00~ | 万葉ホール (太子町役場内) |
| 9月8日(火) PM 7:00~ | 千早小吹台小学校 (千早赤阪村) | | |

秋の交通安全大会(表彰式)

日時：9月22日(火) 午後1時30分 受付
場所：富田林市消防本部(4階講堂)

子供と高齢者の交通安全教室

日時：9月26日(土) 午前9時30分 受付
場所：富田林モータースクール
どなたでも参加頂けます。(指導員の実車指導あり)

※午後6時30分 受付開始、午後7時 講習開始です。講習時間は1時間位です。
但し、金剛公民館は、午前10時00分 受付開始、午前10時30分 講習開始
です。

富田林市消防本部は、午前10時30分 受付開始、午前11時00分 講習開始
です。

- ★交通安全運転講習受講記録カードをご持参願います。
- ★富田林市消防本部への駐車は、市役所(第1、第2)駐車場をご利用下さい。
- ★各会場には、駐車台数に限りがありますので、できる限り徒歩・自転車又は公共交通機関でご来場願います。

★お問い合わせ先

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 富田林警察署 交通課 (25-1234) | 河南町役場 総務課 (93-2500) |
| 富田林市役所 道路交通課 (25-1000) | 千早赤阪村役場 総務課 (72-0081) |
| 太子町役場 危機管理課 (98-5525) | 富田林警察署管内 交通安全協会 (24-3516) |

富田林警察署・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村
一般社団法人 富田林警察署管内交通安全協会

夏休み 短期 水泳教室

コロナに負けるな！！
 目指せ 合格！！
 次の級へ GOGO！！



【割引(特典)】

兄弟・姉妹同時申し見込み
 で、各々から300円割引

| コース | 期間 | クラス | 時間 | 対象(レベル) | 定員 | 参加費 |
|------------------|-------------|-----|-----------------|---|------------|--|
| 4日間 集中 コース | 8/12 (水) | A | 15:30~ 16:35 | ・本科生(ひよこ~12級) ・一般の方 初心者(水慣れ)~バタ足程度の方 ・対象年齢:3歳~小学生 | 各定員 30名 | 本科生 5,500円 (税込) |
| | 8/15 (土) | B | 16:45~ 17:50 | ・本科生(11級~ベスト級) ・一般の方 顔つけ・バタ足5M以上出来る方 ・対象年齢:小学生~中学生 | 各定員 30名 | 一般の方 5,800円 (税込) ※兄弟姉妹での同時申 込で各々300円割引 |

★7月28日(火)
 12:00~受付開始!

※参加状況、レベル等により、クラス調整をさせていただきます。
 一般申込み(本科外)の方は、お申込み時に参加者のレベルをスタッフよりお聞きさせていただきます。

★電話予約可。(但し予約日から3日以内に、ご入金がない
 場合、予約取消しとさせていただきます。)
 尚、入金後の返金は致しかねますので、予めご了承ください。

TEL: 0721-90-4800

住所: 河南町白木1371番地

申込受付時間: (火)~(金) 9:30~20:30
 (土・日・祝) 9:30~18:00

定休日: 毎週月曜 (月曜日が祝日の場合は翌平日が定休日となります。)



かなんぴあホームページ
 QRコード



本科スイミングスクール 「週2回コース」で上達する！

「プールが大好き！」、たくさん練習してもっともっと「上手になりたい！」
週2回コースにチャレンジしよう！料金も割引価格でお得になっています。みんな待ってるよ。
※初めての方でも、随時受付いたしております。裏面の短期教室も合わせてご覧ください。

(金額:税込)

| 河南町民の方 | | 町外の方 | |
|--------|----------------------|--------|----------------------|
| 週1回コース | 週2回コース | 週1回コース | 週2回コース |
| 5,440円 | 7,580円 (3,300円お得) | 5,760円 | 8,220円 (3,300円お得) |

<スイミングスクール時間割>

| | 幼児クラス | 児童クラス | 児童(上級)クラス |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 火・金曜日 | 15:30~16:45 | 16:45~18:00 | |
| 水曜日 | 14:45~16:00 | 16:00~17:15 | 17:15~18:30 |
| 土曜日 | 10:00~11:15 | 11:15~12:30 | 12:30~13:45 |
| | 16:00~17:15 | 17:15~18:30 | |

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。

TEL: 0721-90-4800

住所: 河南町白木1371番地

申込受付時間: (火)~(金) 9:30~20:30

(土・日・祝) 9:30~18:00

定休日: 毎週月曜 (月曜日が祝日の場合は翌平日が定休日となります。)



かなんぴあホームページ
(QRコード)



河南町 人権をまもる会 だより No.54

《発行日・発行者》
2020年(令和2年)8月1日
河南町人権をまもる会
《所在地》
☎ 585-8585
河南町大字白木1359番地の6
河南町住民部人権男女共同社会室(住民生活課内)
TEL 0721-93-2500

人権尊重のまちづくりの実現をめざして

人権が尊重される社会の実現には、わたしたち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動することが大切です。法律の趣旨を正しく理解し、誰もが幸せに暮らせるまちを実現しましょう。

二〇一六年に差別を解消すること
を目的に、「三つの法律(いわゆる差別解消三法)が施行されました。それらの概要についてご紹介します。

**障害者差別解消法
(二〇一六年四月一日施行)**

正式名は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。
この法律は、国、都道府県、市町村などの役所や会社などの事業者における障がいや理由とする差別を解消するための措置として、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重して暮らせる社会の実現をめざしたものです。

**ヘイトスピーチ解消法
(二〇一六年六月三日施行)**

正式名は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律。

特定の人種や民族を排斥する差別的言動のことをヘイトスピーチと言います。ヘイトスピーチは人々に不安や差別意識を生じさせることになりかねず、決して許されないものです。

この法律は、ヘイトスピーチをなくし、人種や民族等の違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会を築くことをめざしたものです。

**部落差別解消推進法
(二〇一六年十二月十六日施行)**

正式名は、部落差別の解消の推進に関する法律。
現在もなお偏見に基づく部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴ってインターネット上への差別書き込み等、部落差別に関する状況は変化しています。

この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

例年開催しております、8月の「平和を考える町民の集い」、10月の「平和・人権バスツアー」について、今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、中止させていただきます。

人権啓発活動強調事項
法務省人権擁護局

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 同和問題(部落差別)を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネットによる人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

法務省の人権相談

みんなの人権110番

(全国共通人権相談ダイヤル)
0570-0031110
差別や虐待、パワーハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。
電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

子どもの人権110番

0120-0071110
子どもの人権問題は、周囲の目につきにくいところで多く起こります。そして、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていないかったり、身近な人に話にくいといったりした状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

女性の人権ホットライン

0570-0708110
近時、女性をめぐる人権問題は、ドメスティックバイオレンスをはじめ

とする女性に対する暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等が社会的に大きな問題となつていきます。

そこで、法務省の人権擁護機関では、女性の人権に関わる問題を専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

外国語人権相談ダイヤル

0570-0909111
日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話(ナビダイヤル)を設置しています。対応言語は英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語及びタイ語。

インターネット人権相談受付窓口

インターネットでも人権相談を受け付けています。
相談フォームに必要事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方法務局に相談に関する情報が送信され、後日、メール、電話又は面談により回答します。
<https://www.jinken.go.jp/>

河南町の人権相談

一人で悩まないでお気軽にご相談ください。いっしょに考えます。

○日時 月(金(祝日を除く)9時~17時
○場所 住民部人権男女共同社会室
(①住民生活課内)

平和ハネル展・DVD上映

戦後75年が経過しようとしていますが、目に見える戦争の痕跡は年々少なくなつてきていますが、21世紀となり、改めて戦争の傷あと、悲惨さを思い起こす契機となることを目的に展示とDVDの上映を行います。

○場所
役場1階 男女共同参画コーナー
(①住民生活課前)

○平和パネル展
内容 ヒロシマ・ナガサキ
期間 8月7日(金)~17日(月)
ただし、土・日・祝日はお休み
○DVD上映
日時 8月11日(火)

| ※ 上映時間 ※ | ※ 上映時間 ※ | ※ 上映時間 ※ |
|------------------------|---------------------|---------------------|
| 13:00 14:45 | 11:00 11:45 | 9:30 10:50 |
| 思い出のマーニー (アニメ・103分) | ふたつの胡桃 (アニメ・45分) | 風が吹くとき (アニメ・81分) |

人権擁護都市宣言

我々は、平和、民主主義、基本的人権の尊重を基本とする世界に誇り得る日本国憲法を有し、基本的人権の享有は、永久の権利として、何人にも保障されている。しかし、現実の社会は、部落差別をはじめ、障害者差別、女性差別、外国人差別などに見られるように、今なお、法の下の平等の原則がそなわれ、人権侵害の事象が根絶されていない。

今こそ、住民一人ひとりが、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が尊重される社会を築いて行かなければならない。

河南町は、基本的人権の尊重とあらゆる差別をなくすため、全住民が一層の努力を行うことを誓い、ここに本町を「人権擁護都市」とすることを宣言する。
平成6年3月17日 採択

※ 役員名簿 (任期)平成30年度(令和2年度)

| 役職 | 氏名 | 地区 |
|------|--------|-----|
| 会長 | 横野 日出男 | 寛弘寺 |
| 副会長 | 内堀 瑞章 | 東山 |
| 副会長 | 木田 忍 | 平石 |
| 副会長 | 森口 政幸 | 弘川 |
| 副会長 | 橋本 安富 | 大宝 |
| 会計 | 池田 俊行 | 中 |
| 会計監査 | 西浦 亨 | 大ケ塚 |
| 会計監査 | 桐石 明 | 加納 |

人権をまもる会総会

例年5月に人権をまもる会総会を開催して... 令和2年度事業計画案・収支予算案について、すべて承認されました。

令和2年度事業計画

《基本姿勢》

日本国憲法が基調とする基本的人権と河南町人権をまもるまちづくり条例の趣旨を尊重し、広く住民に人権意識の普及と高揚を図るための「啓発」に努めると共に、人権侵害を受けた人への救済機能である「相談」や関係機関等との協力・連携のもと「自立支援」を図ることなど、人権がまもられた差別のない明るいまちづくりをめざす。

《重点活動方針》

① 広く住民に対し、同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・HIV感染者・ハンセン病患者・性的マイノリティなどの人権問題をはじめ、インターネットによる人権侵害や宅地建物をめぐる人権問題、新型コロナウイルス感染症による人権侵害などさまざまな人権問題の解決のため、関係機関との連携強化に努める。

② 「啓発」による人権意識の高揚だけに限ることなく、「人権相談」の充実により実態を把握し、自己実現ができるように「自立支援」に向けた取り組みを行うことが求められている。 これら「啓発」「人権相談」「自立支援」の三つの機能を結び付けて、人権課題の解決を図ることにより、地域社会や日常生活の場において、住民一人ひとりがお互いの違いを認め、尊重し合える人権がまもられたまちづくりに努める。

③ 研修などを通じて会員の資質向上をはかるとともに、地域に根ざした人権活動を展開し、住民の自発的な学習の機会を支援し、地域において人権活動を担う人材育成に努める。 ④ 全ての男女が個人として尊重され、性別による差別を受けることなく、その個性と能力を十分発揮し、さまざまな分野に平等に共同参加できる社会の実現のため、その意識啓発と普及に努める。

⑤ 「河南町非核平和都市宣言」の趣旨を尊重し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴え、次世代に伝える活動を展開する。 ⑥ 「障害者差別解消法」の趣旨を尊重し、障がいがあっても無くてもお互いを尊重して、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指して展開する。 ⑦ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を尊重し、外国人住民に対する偏見や差別をなくしていくために、お互いの文化等の多様性を認め、地域で共生できる社会を築いていく。 ⑧ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を尊重し、地域社会や日常生活の場において、部落差別の解消に向けた取り組み活動を展開していく。 ⑨ LGBTなどの性的マイノリティ等に関する新たな人権問題解決のため、行政及び関係機関等との連携・協力関係が構築できるように努める。

《事業内容》

- ① 人権啓発講演会・映画会の実施
② 人権をまもる会だよりの発行
③ 啓発冊子の作成、啓発物品の配布
④ 町民を対象に人権啓発作品(作文・詩・標語等)の募集
⑤ 人権・平和啓発DVD・図書の出し入れ
⑥ 人権・平和啓発DVDの上映
⑦ 憲法週間・人権週間での街頭啓発活動等の実施
⑧ 各種行事においてパネル展や啓発物品の配布等の啓発活動の実施
⑨ 平和に関する啓発活動・平和を考える町民の集いの実施
⑩ 人権を考える町民の集いへの協賛
⑪ 広報紙による啓発
⑫ 町内各種団体及び関係機関との協力・連携による人権活動の実施
⑬ 人権擁護及び自立支援に関する相談の実施
⑭ 人権に関する研修会・講座等に参加
⑮ 役員会等での研修の実施
⑯ 人権相談及び女性相談に関する相談員の育成
⑰ その他必要に応じて、役員会により新たな事業を加えることができる。

令和元年度主な事業内容

憲法週間啓発事業

憲法週間(5月1日〜7日)の啓発事業の一環として、憲法週間のポスター及び横断幕・懸垂幕を掲示するとともに、5月7日には、人権をまもる会役員と人権擁護委員による街頭啓発を道の駅「かなん」で実施しました。



平和パネル展とDVD上映

8月8日〜16日、町役場1階男女共同参画コーナーにおいて「原爆と人間」というテーマの写真で「ヒロシマ・ナガサキ」のパネル展示を行うとともに、9日には、DVD「あした元氣になくれ!」・「凧になったお母さん」「風立ちぬ」を上映しました。



平和を考える町民の集い

8月18日、ぶくぶくドームで「平和」とのちの大切さを伝えたい」をテーマに、映画「この世界の片隅に」を上映しました。

一九四四年(昭和一九年)二月、十八歳のすずは広島から軍港のある呉の北條家に嫁ぐ。戦時下、物資が徐々に不足する不自由さの中、すずは持ち前の性格で明るく日常を乗り切っていたが、翌年の空襲によって大切なものを失う。広島への原子爆弾投下、終戦。それでもすずは自分の居場所を呉と決め、生きていく。すずの前向きで強い生き方に感銘し、改めて戦争の不条理や命の大切さを考えさせられる時間でした。



平和・人権バスツアー

平和の尊さ、人権の大切さについて「見て、感じて、考えて」もらうため10月25日に「姫路市平和資料館」等を訪れる平和・人権バスツアーを実施しました。 姫路市平和資料館では、姫路市にまつわる戦争のお話なども聞き、炎

人権を考える町民の集い

の中の姫路城と題して映像等で空襲を再現した疑似体験装置で、戦争の悲劇、命と人権が守られる社会の大切さについて学びました。



12月8日、ぶくぶくドームで、「人権を考える町民の集い」を開催しました。この日は女性津軽三味線ユニットの「来世楽(ラセラ)」を招き、津軽三味線の音色を歴史と共にテーマに、人権トーク&コンサートが行われました。津軽三味線の音色で、古典の楽曲やオリジナル曲などで「楽しい和の音色」を披露され、参加された方は熱心に聴いていました。

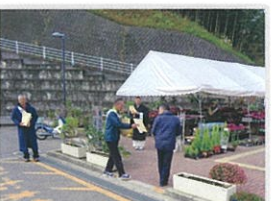


人権週間啓発事業

また、当日は町保険年金課が「あなたの血管年齢はおいくつですか?」と題して健康相談を同時開催しました。保健師さんによる健康相談や指先で血管年齢などの測定をし、自分の健康について大変熱心に保健師さんに質問されていました。



毎年12月4日から10日までの一週間は「人権週間」であり、町では、人権啓発ポスター及び横断幕・懸垂幕を掲示するとともに、12月4日に、道の駅「かなん」で人権をまもる会役員と人権擁護委員が、啓発物品を配布し、人権尊重の大切さを呼び掛けました。





旅行予約サイトを利用する前に…

インターネットの普及に伴い、近年、オンラインで旅行を予約することができるウェブサイトの利用が増加しています。

手軽に旅行を予約できる一方で、店舗での予約とは異なり、契約条件や予約内容などについて、消費者自身が十分に確認する必要があります。

そこで、第38号では、旅行予約サイトを利用する前に注意しておきたいポイントについて考えたいと思います。



【事例1】入力内容を間違えた！

ネットで航空券を予約した際、間違えて姓と名を逆に入力したため、航空会社から搭乗できないと言われた。

【事例2】連絡先が分からない！

旅行の予約をしたサイトが不審なサイトであると判明したため解約したいが、解約方法が分からず、サイトの連絡先も分からない。



サイト運営事業者の基本情報を確認しましょう！

- ① 事業者名
- ② 事業者の住所（国内か海外か）
- ③ 事業者の代表者・責任者氏名
- ④ 旅行業登録の有無（登録番号により確認が可能）

トラブルに遭った際に、日本の旅行業登録を受けた事業者には、消費者保護のための様々な義務が課されていますが、海外事業者の場合、日本の法律などを用いた交渉が難しい場合があるので注意しましょう。



サイト運営事業者の問い合わせ受付体制を確認しましょう！

- ① 連絡先
- ② 受付時間
- ③ 対応言語

海外事業者が運営するサイトの場合、窓口の日本語対応が可能かどうか、事前に確認しましょう。



旅行の契約条件を確認しましょう！

- ① 契約相手・契約形態
- ② 解約・変更・払戻条件
- ③ 支払方法
- ④ 支払代金・内訳
- ⑤ 利用規約・約款
- ⑥ 予約内容

入力間違いはトラブルの要因になります。上記の項目は送信する前に必ず確認し、予約後は予約内容をすぐに確認しましょう。また、万が一に備え、予約内容を確認できる画面の写しは旅行が終わるまで大切に保管しましょう。



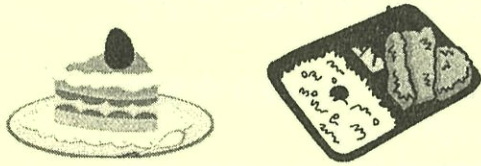
シリーズ2 「消費期限」と「賞味期限」

食品の期限表示には、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。期限表示を正しく理解することは、食品ロスを減らす行動につながります。

(期限表示は開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合が前提です。)

「消費期限」

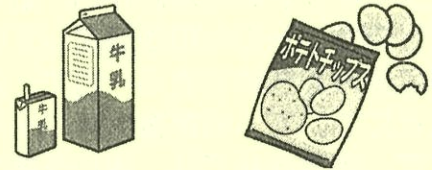
食べても安全な期限で、傷みやすい食品が対象です。



この期限を過ぎると急速に品質が悪くなるので、消費期限を過ぎた食品を食べるのはやめましょう。

「賞味期限」

おいしく食べることができる期限で、品質の劣化が比較的穏やかな食品が対象です。



賞味期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではないので、すぐに廃棄せずに、皆さん自身で食べられるかどうかを判断することが必要になってきます。



Q: 期限表示に「年月」だけしか書かれていない食品があるのはなぜ？

A: 賞味期限を表示すべき食品のうち、製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものについては、「年月」で表示することが認められています。

Q: 期限表示を書かなくてもよい食品もあるの？

A: 質の変化が極めて少ないガム、冷菓、砂糖、アイスクリーム類、食塩、うまみ調味料、氷、飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶、ポリエチレン製容器入りのものに限る）は、期限表示の省略が認められています。

マイナポイントに関連した詐欺にご注意ください！！



7月からマイナポイントの申し込みが始まりました。これに伴い、マイナポイントに関連した詐欺が増えることが予想されます。トラブルに遭わないように、以下の点に注意しましょう。

公的機関の職員やその関係者などが、

- ① マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産情報、家族構成などの個人情報などを聞くことは絶対にありません！！
- ② 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認することは絶対にありません！！
- ③ 金銭を要求したり、手数料の振込みを求めることは絶対にありません！！

【相談窓口】 富田林市消費生活センター（富田林市役所1階 7番窓口奥）
 ☎0721-25-1000 平日午前9時～12時 午後1時～4時

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

【18歳以下の児童がいるひとり親世帯対象】

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

※児童扶養手当受給者やひとり親家庭医療受給者については、個別案内しています。

● 給付金の対象となる方

- 平成14年4月2日以降生まれのお子さんがおられる（特別児童扶養手当の認定を受けているお子さんの場合は平成12年6月2日以降生まれを含む）ひとり親の方のうち、

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

● 給付額

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

● 条件詳細

◎申請する前に以下の2点いずれも満たすことを確認してください。

- ①申請者または扶養義務者等が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したこと。
- ②申請者及び扶養義務者等とともに、令和2年2月以降の任意の1か月の収入額について、これを12か月換算した収入見込額が下記の児童扶養手当の支給制限限度額未満であること。

支給制限限度額

申請者本人

| 扶養人数 | 収入基準額 (父または母) | 収入基準額 (孤児等の養育者) |
|------|------------------|--------------------|
| 0人 | 3,114,000円 | 3,725,000円 |
| 1人 | 3,650,000円 | 4,200,000円 |
| 2人 | 4,125,000円 | 4,675,000円 |
| 3人 | 4,600,000円 | 5,150,000円 |
| 4人 | 5,075,000円 | 5,625,000円 |
| 5人 | 5,550,000円 | 6,100,000円 |

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額

扶養義務者

申請者と同居する
申請者のきょうだい
・父母・祖父母等

| 扶養人数 | 収入基準額 |
|------|------------|
| 0人 | 3,725,000円 |
| 1人 | 4,200,000円 |
| 2人 | 4,675,000円 |
| 3人 | 5,150,000円 |
| 4人 | 5,625,000円 |
| 5人 | 6,100,000円 |

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額

給付金の申請手続き

申請書類

- ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書（様式3号）
 - 簡易な収入（所得）見込額の申立書（様式4号）
- 扶養義務者がいる場合、扶養義務者用も提出

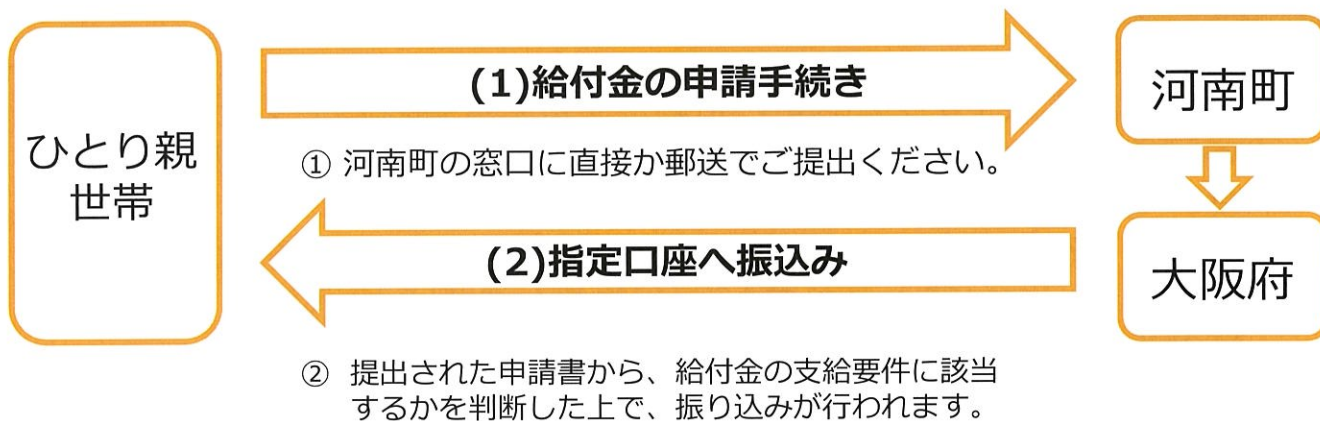
〈以下添付書類〉

- 戸籍謄本（本人及び対象児童の記載があるもの）※1
- 振込口座通帳の写し※本人名義に限る。児童名義不可
- 令和2年2月以降の任意の1か月の収入が分かる書類（給与明細など）の写し※2
- 最新の年金振込通知書など公的年金の受給状況が分かる書類の写し（該当者のみ）
- 印鑑（扶養義務者がいる方は、その方の印鑑も必要）
- 本人確認書類（免許証など）

※1 児童扶養手当申請済で所得制限により全部支給停止になっている方は不要です。

※2 扶養義務者がいる場合、その方の書類も必要です。

支給の流れ



お問い合わせ

- ・厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
電話：0120-400-903（受付時間：平日9時～18時）
- ・河南町役場 教・育部 こども1ばん課
電話：0721-93-2500



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。